【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 平成23年2月10日

【四半期会計期間】 第16期第1四半期(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

【会社名】株式会社メディネット【英訳名】MEDINET Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 CEO 木村 佳司

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目 5 番14号

【電話番号】 (045)478-0041(代)

【事務連絡者氏名】 取締役 CFO 原 大輔

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目 5 番14号

【電話番号】 (045)478-0041(代)

【事務連絡者氏名】 取締役 CFO 原 大輔 【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第15期 第 1 四半期連結 累計(会計)期間	第16期 第 1 四半期連結 累計(会計)期間	第15期	
会計期間	自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日	自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日	
売上高(千円)	791,114	740,117	3,202,490	
経常利益(千円)	156,883	36,493	366,270	
四半期(当期)純利益(千円)	154,648	5,879	438,556	
純資産額(千円)	3,587,716	5,952,267	3,855,451	
総資産額(千円)	4,009,762	8,189,500	5,759,737	
1株当たり純資産額(円)	5,667.59	8,123.13	6,093.12	
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	245.23	8.91	693.75	
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円)	-	8.28	669.08	
自己資本比率(%)	89.4	72.7	66.9	
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	193,711	94,338	528,004	
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	220,974	597,143	73,935	
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	114,079	2,586,837	1,112,675	
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残 高(千円)	1,482,707	5,045,579	2,962,074	
従業員数(人)	128	145	146	

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 - 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 3.第15期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 - 4.従業員数には、契約医療機関への出向者を含めております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(人)	145 (24)

(注)従業員数には、当社グループが免疫細胞療法総合支援サービスを提供している契約医療機関への出向者92名が含まれております。臨時雇用者数は())内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2)提出会社の状況

平成22年12月31日現在

從未負数(八)

(注)従業員数には、当社が免疫細胞療法総合支援サービスを提供している契約医療機関への出向者92名が含まれております。臨時雇用者数は()内に当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

当社グループ (当社及び連結子会社 1 社) において、開示対象となるセグメントはありませんのでサービス区分別に記載しております。

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

該当事項はありません。

(3) 販売実績

サービス区分別	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)
免疫細胞療法総合支援サービス(千円)	701,340	93.1
その他(千円)	38,777	101.9
合計 (千円)	740,117	93.6

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2.前第1四半期連結会計期間及び当第1四半期連結会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売 実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第1四半期 (自 平成21 至 平成21		当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)		
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	
医療法人社団 滉志会	789,831	99.8	738,251	99.7	

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。 また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間において当社グループは、前連結会計年度から引き続き、主力サービスである免疫細胞療法総合支援サービスを本格的な成長軌道に乗せるべく、市場の顕在化及び拡大に努めております。医療チャネルの拡充に向けては、患者の治療選択プロセスにおいて実質的な決定力を有する医師・医療機関に対し、研究開発の進展とその成果を踏まえた訴求力の高い学術営業活動を展開するとともに、患者及び患者家族に向けては、各種メディアやWebサイト、セミナー活動等による積極的な情報提供を行っております。当第1四半期連結会計期間では、計画していた一般向けプロモーションの一部が第2四半期連結累計期間以降に変更になったこと、実施した施策が、一部新聞記事の影響等により想定された効果を上げることができなかったこと等により当第1四半期連結会計期間の売上高は740,117千円(前年同期比50,997千円減、6.4%減)となりました。

研究開発活動については、前連結会計年度から引き続き、治療効果向上につながる新規技術の早期実用化を目指し、「免疫細胞療法に係るEvidenceの強化」、「より治療効果の高い新たな免疫細胞療法に係る技術の開発」、「細胞加工プロセスの大幅な効率化と細胞輸送技術の強化」を目標として、より出口に近いテーマにプライオリティを置いて推進しております。当第1四半期連結会計期間においては、平成22年11月には、国立大学法人金沢大学医薬保健研究域医学系、医療法人社団金沢先進医学センター及び医療法人社団滉志会と共同で、がん免疫細胞治療の治療効果に関する大規模な解析研究を開始いたしました。また、同じく平成22年11月には、学校法人東京医科大学等と共同でC型肝炎ウィルス由来肝細胞がんに対するラジオ波焼灼(しょうしゃく)療法(RFA)とガンマ・デルタT細胞療法との併用療法に係る臨床研究を開始いたしました。

営業活動については、医師・医療機関を戦略ターゲットとした学術営業活動及び、一般向けプロモーション活動を、これまでの実績と経験に基づき、戦略的かつ効率的に推進しておりますが、当第1四半期連結会期間においては、計画していた一般向けプロモーションの一部が実施できなかったこともあり、販売費は前年同期比12.2%減となりました。また、研究開発費を除く一般管理費については、ライセンス費用及び支払手数料の増加等により前年同期比13.0%増となりました。以上の結果、当第1四半期連結会計期間の営業利益は52,951千円(前年同期比89,837千円減、62.9%減)となりました。

その他、公募増資に伴う株式交付費18,832千円の発生等により、当第1四半期連結会計期間の経常利益は36,493千円(前年同期比120,389千円減、76.7%減)となりました。また、当第1四半期連結会計期間より資産除去債務に関する会計基準の適用を開始したことにより、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額20,630千円を特別損失に計上したこと、法人税等調整額7,748千円を計上したこと等により、四半期純利益は5,879千円(前年同期比148,768千円減、96.2%減)となりました。

(2) 資産、負債及び純資産の状況

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べて2,429,763千円増加し、8,189,500千円となりました。流動資産は6,172,186千円と前連結会計年度末に比べ2,344,556千円増加しており、主な要因は現金及び預金の増加683,628千円、売掛金の減少61,871千円、有価証券の増加1,699,876千円です。固定資産は2,017,313千円と前連結会計年度末に比べ85,206千円増加しておりますが、これは固定資産の取得、減価償却、投資有価証券の増加等によるものです。

当第1四半期連結会計期間末の負債は、前連結会計年度末に比べて332,947千円増加し、2,237,233千円となりました。そのうち流動負債は1,116,458千円で前連結会計年度末に比べて233,177千円増加しております。主な要因は短期借入金の増加500,000千円、未払金の減少222,339千円、賞与引当金の減少69,209千円です。固定負債は、前連結会計年度末に比べて99,770千円増加し、1,120,774千円となりました。主な要因は資産除去債務の増加77,331千円です。

当第1四半期連結会計期間末の純資産は、四半期純利益5,879千円、公募増資による資本金及び資本剰余金の増加2,097,700千円等により前連結会計年度末に比べて2,096,815千円増加し、5,952,267千円となりました。

以上の結果、自己資本比率は、前連結会計年度末の66.9%から72.7%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べて2,083,505千円増加し、5,045,579千円となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によって得られた資金は94,338千円(前年同期は193,711千円の獲得)となりました。

主な増加は、税金等調整前四半期純利益15,863千円、減価償却費34,293千円、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額20,630千円、株式交付費18,832千円、売上債権の減少61,871千円であり、主な減少は、賞与引当金の減少69,209千円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動に使用した資金は597,143千円(前年同期は220,974千円の使用)となりました。 主な支出は、定期預金の純増額300,000千円、長期前払費用の取得による支出208,819千円、投資有価証券の取得による支出56,594千円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によって得られた資金は2,586,837千円(前年同期は114,079千円の獲得)となりました。 主な内訳は、短期借入金の増加500,000千円、新株の発行による収入2,088,365千円であります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、104,219千円であります。 なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,751,200
計	1,751,200

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現 在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年 2 月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	732,755	732,755	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式 であり、権利内ない当社におる株 に何らにおける 標準となる株式 であり単元株制り は採用しており ません。
計	732,755	732,755	-	-

⁽注)「提出日現在発行数」欄には、平成23年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。 平成17年12月20日定時株主総会決議

第 1 四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
6,205
-
普通株式
6,205
33,337 (注5)
自 平成20年1月1日
至 平成23年12月31日
発行価格 33,337 ※第十個人群 49,000 (注 5)
資本組入額 16,669 (/エコブ
(注4)
第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は認めないも
のとする。
-
-

- (注) 1.退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。上記表の記載内容は当該修正を 反映済みであります。
 - 2. 新株予約権を発行する日後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整する(1株未満の端数は切捨て)。ただし、かかる調整は、当該時点で行使または消却されていない新株予約権についての付与株式数についてのみ行われるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

3. 当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

調整後払込価額	_	闽敕前北3) / () / ()	v	
响罡及<u>似</u> 	_	响罡刖払处侧领	^	分割・併合の比率

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合及び商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)施行前の商法に定める新株引受権証券の行使の場合を除く。)は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

	既発行株式数 +	新規発行株式数×1株当たりの払込金額	
調整後払込価額 = 調整前払込価額 >	νω σο 1 11/1/10 ΧΧ '	時価	
	DT 2	パンニ ナナ 一下 ボド・・ ウィナロ コンソニ ナナ 一下 ボド	

既発行株式数 + 新規発行株式数

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を 控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み 替えるものとする。

4. 各新株予約権の一部行使はできないこととする。

新株予約権の割当を受けた対象者が新株予約権の行使をなす場合には、当社及び当社子会社等に継続して雇用されている若しくは委任関係を保持していることを要するものとする。但し、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権の割当を受けた当社の外部協力者である対象者は、新株予約権の行使をなす場合には、当社と継続して取引関係にあることを要するものとする。但し、当該新株予約権者が新株予約権の行使に先立ち、行使の時期につき取締役会の承認を得た場合は、この限りではない。

5. 平成22年11月19日開催の取締役会決議により、平成22年12月7日を払込期日とする公募による新株式発行を行っております。これにより「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(平成22年3月25日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)		
新株予約権付社債の残高(百万円)	1,000		
新株予約権の数(個)	10		
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注1)	50,576(注7)		
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注2)	19,772(注7)		
新株予約権の行使期間	自 平成22年4月13日		
別が、1、約1年の11年の11年の11年の11年の11年の11年の11年の11年の11年の	至 平成29年4月10日		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の	(注3)、(注7)		
発行価格及び資本組入額	(注3)(注7)		
新株予約権の行使の条件	(注4)		
新株予約権の譲渡に関する事項	(注5)		
代用払込みに関する事項	(注6)		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-		

- (注) 1. 本新株予約権の行使により新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社の普通株式を処分(以下、当社の普通株式の発行または処分を単に「交付」という。) する数は、行使する本新株予約権にかかる本社債の金額の総額を(注) 2. 第1項(2)記載の転換価額(ただし、(注) 2. 第2項によって調整された場合は調整後転換価額)で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
 - 2.1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
 - (1)本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、その価額 は当該本社債の金額と同額とする。
 - (2)本新株予約権の行使による交付株式数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株当たりの価額(以下、「転換価額」という。)は、当初20,100円とする。ただし、転換価額は本欄第2項および第3項の定めるところに従い調整されることがある。
 - (3) 本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、本新株予約権の行使の効力発生と同時に 償還の期限が到来し、かつ消滅するものとする。

2 転換価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項(2) から までに掲げる各事項により当社の発行済普通 株式数(以下、「当社普通株式数」という。)に変更または変更の可能性が生じる場合には、次に定め る算式(以下、「転換価額調整式」という。)により転換価額の調整を行う(以下、調整された後の転 換価額を「調整後転換価額」、調整される前の転換価額を「調整前転換価額」という。)。

既発行普
調整後転換価額 = 調整前転換価額 ×
通株式数交付普通株式数×1株当たりの払込金額
時価

既発行普通株式数 + 交付普通株式数

(2)転換価額調整式により本社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後転換価額の適用時期は、次に定めるところによる。

時価(本項(3) に定義する。以下同じ)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合 (ただし、当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合、または当社が存続会社となる合併もしくは当社が完全親会社となる株式交換により交付する場合を除く。)

調整後転換価額は払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする,以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主(以下、「普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割または無償割当てをする場合

調整後転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降、また、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合には当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する旨の定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合 (無償割当ての場合を含む。)または時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる 新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後転換価額は、発行される取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。)または新株予約権(新株予約権付社債に付されたも のを含む。)その他の証券または権利(以下、「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条 件で請求または行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算 出するものとし、払込期日(新株予約権および新株予約権付社債の場合は、割当日)または無償割 当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、普通株主に割当ての権利を与えるための基 準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後転換価額は当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本項(2) から までの各取引において、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項(2) から にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。なお、当社は、行使請求の効力発生後、当該行使にかかる本新株予約権に対し、当該新株予約権者が指定する振替機関または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

(調整前転換価額 - 調整後転換価額) × 調整前転換価額により当該期間内に交付された 株式数 = 株式数

調整後転換価額

この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 転換価額調整式の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

転換価額調整式で使用される時価は、調整後転換価額を適用する日(ただし、本項(2) の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

転換価額調整式で使用される既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、本項(2) の株式分割の場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、株式分割のための基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まない。

(4)本項(1)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には当社は、必要な調整を行う。

株式併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

本号 のほか、当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- 3 本欄第2項により転換価額の調整を行うときは、当社はあらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前転換価額、調整後転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは適用の日以降すみやかにこれを行う。
- 3.1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、(注)2.第1項(2)記載の転換価額 (ただし、(注)2.第2項および第3項によって転換価額が調整された場合は調整後転換価額)とする。
 - 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額及び資本準備金の額
 - (1) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1とし、計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は本項(1)記載の資本金等増加限度額から本項(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4. 当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後本社債に付された本新株予約権を行使することはできないものとし、当社が本社債を買入れ当該本社債を消却した場合における当該本社債に付された新株予約権についても同様とする。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- 5. 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- 本新株予約権は、会社法第254条第2項及び第3項の定めにより本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
- 6. 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、行使された当該本新株予約権にかかる本社債とし、当該本 社債の価額は、当該本社債の各社債の各社債の金額と同額とする。
- 7. 平成22年11月19日開催の取締役会決議により、平成22年12月7日を払込期日とする公募による新株式発行を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。
- (4)【ライツプランの内容】 該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成22年12月7日 (注)	100,000	732,755	1,048,850	3,631,011	1,048,850	5,043,571

(注)有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格22,252円発行価額20,977円資本組入額10,488.5円払込金総額2,097,700千円

(6)【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、IHN株式会社から平成22年12月15日付の変更報告書の写しの送付があり、 平成22年12月8日現在で14,000株を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認で きないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

なお、IHN株式会社の変更報告書の写しの内容は以下のとおりであります。

大量保有者 I H N 株式会社

住所 千葉県浦安市入船3-68-5

保有株券等の数 株式 14,000株

株券等保有割合 1.91%

当第1四半期会計期間において、木村佳司から平成23年1月11日付の変更報告書の写しの送付があり、平成22年12月30日現在で88,293株を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

なお、木村佳司の変更報告書の写しの内容は以下のとおりであります。

大量保有者木村佳司住所千葉県浦安市保有株券等の数株式 88,293株

株券等保有割合 12.05%

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 632,755	632,755	権利内容に何ら限定の ない当社における標準 となる株式
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	632,755	-	-
総株主の議決権	-	632,755	-

⁽注)「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が25株(議決権25個)含まれております。

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名又 は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年10月	11月	12月
最高(円)	32,000	24,400	24,300
最低(円)	21,120	20,500	20,650

(注)最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第1四半期連結累計期間 (平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結 会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年10月1日から 平成22年12月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位:千円)

	当第 1 四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,645,703	2,962,074
売掛金	498,824	560,696
有価証券	1,699,876	-
原材料及び貯蔵品	49,427	30,351
その他	278,355	274,507
流動資産合計	6,172,186	3,827,630
固定資産		
有形固定資産	582,804	544,183
無形固定資産	89,116	66,782
投資その他の資産	1,345,392	1,321,141
固定資産合計	2,017,313	1,932,107
資産合計	8,189,500	5,759,737
負債の部		
流動負債		
買掛金	134,055	142,077
短期借入金	500,000	-
未払法人税等	7,987	18,987
賞与引当金	38,231	107,441
その他	436,183	614,774
流動負債合計	1,116,458	883,281
固定負債		
新株予約権付社債	1,000,000	1,000,000
資産除去債務	77,331	-
その他	43,443	21,004
固定負債合計	1,120,774	1,021,004
負債合計	2,237,233	1,904,285
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,631,011	2,582,161
資本剰余金	5,043,571	3,994,721
利益剰余金	2,696,525	2,702,405
株主資本合計	5,978,057	3,874,477
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	25,789	19,026
評価・換算差額等合計	25,789	19,026
純資産合計	5,952,267	3,855,451
負債純資産合計	8,189,500	5,759,737
		. ,

(2)【四半期連結損益計算書】 【第1四半期連結累計期間】

(単位:千円)

		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
売上高	791,114	740,117
売上原価	240,230	249,433
売上総利益	550,884	490,683
販売費及び一般管理費	408,095	437,732
営業利益	142,789	52,951
営業外収益		
受取利息	2,818	1,159
為替差益	10,036	3,075
その他	2,294	706
営業外収益合計	15,149	4,942
営業外費用		
支払利息	56	1,586
株式交付費	997	18,832
その他	<u> </u>	980
営業外費用合計	1,054	21,399
経常利益	156,883	36,493
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額		20,630
特別損失合計	<u>-</u>	20,630
税金等調整前四半期純利益	156,883	15,863
法人税、住民税及び事業税	2,235	2,235
法人税等調整額		7,748
法人税等合計	2,235	9,983
少数株主損益調整前四半期純利益	<u>-</u>	5,879
四半期純利益	154,648	5,879

(単位:千円)

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

前第1四半期連結累計期間 当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年10月1日 (自 平成22年10月1日 至 平成21年12月31日) 至 平成22年12月31日) 営業活動によるキャッシュ・フロー 税金等調整前四半期純利益 156,883 15,863 30,683 34,293 減価償却費 賞与引当金の増減額(は減少) 110,420 69,209 受取利息及び受取配当金 2,818 1,159 支払利息 56 1,586 為替差損益(は益) 10,036 3,061 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 20,630 株式交付費 18,832 売上債権の増減額(は増加) 58,210 61,871 たな卸資産の増減額(は増加) 19,075 3,376 仕入債務の増減額(は減少) 20,794 8,021 未払金の増減額(は減少) 132 241 その他 101,191 51,478 小計 199,712 104,270 利息及び配当金の受取額 2,997 1,097 利息の支払額 56 2,087 法人税等の支払額 8,942 8,942 営業活動によるキャッシュ・フロー 193,711 94,338 投資活動によるキャッシュ・フロー 定期預金の純増減額(は増加) 300,000 有形固定資産の取得による支出 60,769 10,029 無形固定資産の取得による支出 1,710 26,927 長期前払費用の取得による支出 208,819 投資有価証券の取得による支出 43,740 56,594 投資有価証券の償還による収入 5,226 52,966 貸付けによる支出 390,000 貸付金の回収による収入 223,740 その他 1,460 投資活動によるキャッシュ・フロー 220,974 597,143 財務活動によるキャッシュ・フロー 短期借入金の増減額(は減少) 500,000 株式の発行による収入 114,472 2,088,365 リース債務の返済による支出 392 1,527 財務活動によるキャッシュ・フロー 2,586,837 114.079 現金及び現金同等物に係る換算差額 574 526 現金及び現金同等物の増減額(は減少) 87,390 2,083,505 現金及び現金同等物の期首残高 1,395,316 2,962,074 1,482,707 5,045,579 現金及び現金同等物の四半期末残高

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第 1 四半期連結会計期間 (自 平成22年10月 1 日 至 平成22年12月31日)		
会計処理基準に関する事項	資産除去債務に関する会計基準の適用		
の変更	当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準		
	第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企		
	業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。		
	これにより、営業利益及び経常利益は791千円、税金等調整前四半期純利益は、21,422		
	千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額		
	は、76,977千円であります。		

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

(四半期連結貸借対照表)

- 1.前第1四半期連結会計期間において、区分掲記しておりました「短期貸付金」(当第1四半期連結会計期間末5,000千円)は資産総額の100分の10以下となったため、流動資産の「その他」に含めて表示することとしました。
- 2.前第1四半期連結会計期間において、区分掲記しておりました「建物及び構築物」(当第1四半期連結会計期間 末436,897千円)は資産総額の100分の10以下となったため、固定資産の「有形固定資産」に含めて表示すること としました。
- 3.前第1四半期連結会計期間において、区分掲記しておりました「投資有価証券」(当第1四半期連結会計期間末519,823千円)は資産総額の100分の10以下となったため、固定資産の「投資その他の資産」に含めて表示することとしました。

(四半期連結損益計算書)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書)

- 1.前第1四半期連結累計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「株式交付費」は重要性が増加したため、当第1四半期連結累計期間より区分掲記することとしました。なお、前第1四半期連結累計期間の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「株式交付費」は997千円であります。
- 2.前第1四半期連結累計期間において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「貸付けによる支出」及び「貸付金の回収による収入」は、総額表示しておりましたが、短期貸付金については期間が短くかつ回転が速い項目であることから、当第1四半期連結累計期間では、「短期貸付金の増減額(は増加)」として純額で表示し、長期貸付金の収支については、「長期貸付けによる支出」及び「長期貸付金の回収による収入」として表示することといたしましたが、当第1四半期においては金額に該当はありません。なお、当第1四半期連結累計期間において総額表示した場合には、「貸付けによる支出」は 510,000千円、「貸付金の回収による収入」は510,000千円であります。

【簡便な会計処理】

	当第 1 四半期連結会計期間 (自 平成22年10月 1 日 至 平成22年12月31日)
1 . 法人税等の算定方法	連結会計年度決算と同様の方法により計算しておりますが、納付税額の算出
	に係る加減算項目及び税額控除項目は、重要性の高い項目に限定して適用し
	ております。
2 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の算	繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、前連結会計年度末以降に経営環
定方法	境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるため、前
	連結会計年度決算において使用した将来の業績予想やタックスプランニング
	を利用する方法を採用しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】 当第1四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日) 該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第 1 四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年 9 月30日)
有形固定資産の減価償却累計額は、852,871千円であり	有形固定資産の減価償却累計額は、823,253千円であり
ます。	ます。

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年10月1日		当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年10月1日	
至 平成21年12月31日)		至 平成22年12月31日)	
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次		販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次	
のとおりであります。		のとおりであります。	
給与手当	80,226千円	給与手当	88,474千円
賞与引当金繰入額	21,046	賞与引当金繰入額	20,047
研究開発費	81,193	研究開発費	104,219

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				
前第1四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日		当第1四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日		
至 平成21年12月31日	1)	至 平成22年12月31日)		
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借		現金及び現金同等物の四半期末残高と四	半期連結貸借	
対照表に掲記されている科目の金額との関係		対照表に掲記されている科目の金額との関	督係	
(平成21年12月31日現在)		(平成22年12月31日現在)		
	(千円)		(千円)	
現金及び預金勘定	1,482,707	現金及び預金勘定	3,645,703	
現金及び現金同等物	1,482,707	有価証券勘定	1,699,876	
		預金期間が3ヶ月を超える定期預金	300,000	
		現金及び現金同等物	5,045,579	

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

1.発行済株式の種類及び総数

普通株式 732,755株

2. 新株予約権等に関する事項

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式 新株予約権の目的となる株式の数 50,576株 新株予約権の四半期連結会計期間末残高 - 千円

3.株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成22年12月7日付で公募による新株式の発行を行い、払込みを受けました。この結果、当第1四半期連結会計期間において資本金が1,048,850千円、資本準備金が1,048,850千円増加し、当第1四半期連結会計期間末において資本金が3,631,011千円、資本準備金が5,043,571千円となっております。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

当社グループの事業は、細胞医療支援事業並びにこれらに付帯する業務の単一事業であります。従って、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がありませんので、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

当社グループは、細胞医療支援事業並びにこれらに付帯する業務の単一事業であるため、記載を省略しております。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

現金及び預金、有価証券、短期借入金が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

科目	四半期連結貸借対照 表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	3,645,703	3,645,703	-
(2)有価証券	1,699,876	1,699,876	-
(3)短期借入金	500,000	500,000	-

(注)金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2) 有価証券、(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

その他有価証券で時価のあるものが、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

	取得原価 (千円)	四半期連結貸借対照表 計上額(千円)	差額(千円)
その他	1,699,876	1,699,876	-
合計	1,699,876	1,699,876	-

(1株当たり情報)

1.1株当たり純資産額

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
当第1四半期連結会計期間末		前連結会計年度末	
(平成22年12月31日)		(平成22年9月30日)	
1株当たり純資産額	8,123.13円	1株当たり純資産額	6,093.12円

2.1株当たり四半期純利益金額

		•		
前第1四半期連結累計期間		当第 1 四半期連結累計期間		
(自 平成21年10月1日		(自 平成22年10月1日		
至 平成21年12月31日)		至 平成22年12月31日)		
1株当たり四半期純利益金額	245.23円	1 株当たり四半期純利益金額	8.91円	
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額につい		潜在株式調整後1株当たり四半期	8.28円	
ては、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため		純利益金額	0.20	
記載しておりません。				

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間	当第1四半期連結累計期間
	(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益 (千円)	154,648	5,879
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	154,648	5,879
期中平均株式数(株)	630,622	659,929
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数 (株)	-	49,966
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1	-	-
株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかっ		
た潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変		
動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月9日

株式会社メディネット 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 江島 智 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 櫻井均 印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社メディネットの平成21年10月1日から平成22年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社メディネット及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 1.上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

^{2.} 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月9日

株式会社メディネット 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 江島 智 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 櫻井均 印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社メディネットの平成22年10月1日から平成23年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社メディネット及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 1.上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

^{2.} 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。